

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

2024年2月6日

日本特殊陶業株式会社

吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役社長 川合 尊

日本特殊陶業株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の100%子会社である株式会社NTKセラテック（以下「NTKセラテック」といいます。）との間で2024年1月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、NTKセラテックを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い（以下「本吸収分割」といいます。）、当社の圧電セラミック関連製品の販売事業等に関して有する権利義務の一部をNTKセラテックに承継させることと致しました。つきましては、会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条の規定に従い、以下の通り吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

当社は、NTKセラテックの発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割において、NTKセラテックから株式の割当て、金銭等の交付を受ける必要性は認められません。よって、NTKセラテックは、本吸収分割に際して、金銭等（本吸収分割の対価）を当社に交付しないとしたものであり、このことは相当であると判断しております。

また、本吸収分割により、NTKセラテックの資本金及び準備金の額は増加しないこととされておりますが、会社計算規則の規定に従ったものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（NTKセラテック）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る貸借対照表の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社（当社）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、当社の 100%子会社である株式会社南勢セラミック（以下「南勢セラミック」といいます。）との間で、2024 年 1 月 31 日付で、当社を吸収分割会社、南勢セラミックを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2024 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、圧電セラミックに関連する事業（ただし、販売を除く）に関して有する権利義務の一部を南勢セラミックに承継させる予定です（以下「南勢セラミック吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、南勢セラミック吸収分割により、南勢セラミックが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額は、1,486 百万円及び 101 百万円です。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社（当社）の債務及び吸収分割承継会社（NTK セラテック）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社（当社）について

当社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 607,858 百万円及び 261,504 百万円であるところ、本吸収分割により当社が NTK セラテックに承継させる資産の額及び負債の額は、301 百万円及び 35 百万円となる見込みです。また、2023 年 3 月 31 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における当社の債務について、その履行の見込みに問題は無いと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（NTK セラテック）について

NTK セラテックの 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 49,712 百万円及び 12,828 百万円であるところ、本吸収分割により当社が NTK セラテックに承継させる資産の額及び負債の額は、301 百万円及び 35 百万円となる見込みです。

また、2023 年 3 月 31 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における NTK セラテックの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の NTK セラテックの収益及びキャッシュフローの状況について、NTK セラテックの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における NTK セラテックの債務について、その履行の見込みに問題は無いと判断しております。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書の内容

吸収分割契約書

日本特殊陶業株式会社（以下、「甲」という。）と、株式会社NTKセラテック（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、その経営する事業のうち、圧電セラミック関連製品の販売事業（以下、「本件事業」という。）等に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、吸収分割により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本吸収分割の分割会社及び承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲：吸収分割会社

商号 日本特殊陶業株式会社

住所 名古屋市東区東桜一丁目1番1号

（2）乙：吸収分割承継会社

商号 株式会社NTKセラテック

住所 仙台市泉区明通三丁目5番

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙に従い、承継対象権利義務に含まれるものとする。

2. 甲は、承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務について、本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）において重疊的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して甲に対し金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2024年4月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は会社法第784条第2項（簡易分割）、乙は会社法第796条第1項（略式分割）に基づき、それぞれ本契約による本吸収分割につき株主総会の承認を要しない。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変更が生じたとき又は生じる虞がある場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じる虞がある場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となる虞がある場合は、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月31日

甲 名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役 川合 尊

乙 仙台市泉区明通三丁目5番
株式会社NTKセラテック
代表取締役 新海 修

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業等に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日までの増減を調整して確定する。

1. 資産

効力発生日において甲が本件事業等に関して有する以下の資産。

(1) 流動資産

- ①現預金のうち甲乙間で合意のうえ定める本件事業の運営に関して必要となる金額。
- ②棚卸資産。

(2) 固定資産

- ①機械、装置、工具、器具、車両及び備品、繰延税金資産、及びその他の固定資産。ただし、固定資産のうち不動産及び知的財産権については承継を行わず、別途甲乙間の契約において賃借権、使用权などの設定を行う。
- ②本契約締結日において甲の完全子会社である株式会社南勢セラミックの発行済株式総数。

2. 負債

効力発生日において甲が本件事業に関して有する承継する雇用契約に関する退職給付引当金。

3. 知的財産権

本吸収分割に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウを含む知的財産権は、甲から乙に承継しない。本件事業に必要な権利については、別途甲乙間の契約において甲が乙に対して使用を許諾する等合理的に必要な措置をとる。

4. 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員のうち別紙2に記載された従業員番号の者との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

5. 契約（雇用契約以外）

効力発生日において本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他一切の契約。ただし、以下のものを除く。

- ①第1項、第2項、第3項に従い本吸収分割に関して乙に承継されない資産・負債・知的財産権に関する契約。
- ②甲の契約書の地位の移転について相手方の同意、許認可等の再取得等、当該契約に関して必要な手続が効力発生日までに完了できない場合、又は完了できる見込みのない場合に、甲と乙が協議して承継対象から除外することとした契約。

③ライセンス契約等、知的財産権に関する契約。

④甲を買主とする購買に関する契約（ただし、乙に承継する必要があると甲乙間で合意したものを除く）。

6. 許認可

本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能なものであって、甲乙間で合意のうえ定めるもの。

別紙 2

NTK セラテックの最終事業年度に係る
計算書類等の内容

第36期

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

事業報告

株式会社NTKセラテック

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、前期末に始まったロシアによるウクライナ侵攻の影響でエネルギー価格の高騰や半導体関連材料の入手が困難となり、サプライチェーンの混乱から始まりました。一方、新型コロナウイルスワクチンの普及により、活動抑制が段階的に緩和され景気の持ち直しが見られましたが、上海ロックダウンや欧米のインフレ加速と景気悪化などにより、世界経済の不透明感が強まりました。

日本経済は、エネルギー価格の高騰や穀物価格の高騰、米連邦準備制度理事会（FRB）による利上げ加速による急速な円安、欧米に比べ脱コロナ／ウィズコロナで出遅れ等により、個人消費の回復を遅れていましたが、設備投資が堅調を維持し景気を下支えしました。

夏場以降のコロナ感染拡大が収束した後はウィズコロナに移行、政府の支援策もあり個人消費は持ち直すも、海外景気の悪化を受けてモノの輸出が減少する事となりました。

当事業が属する半導体業界は、前期までコロナ禍による行動制限で半導体需要が急増し供給不足に陥っていましたが、2022年にその状況は解消し、2022年半ばから半導体メモリーの需給バランスは供給過剰へと一気に転じ、価格は急激に下降しました。

一方、電気自動車（EV）をはじめとする車載向けやデータセンター向けに利用されるパワー半導体などの分野では、旺盛な需要が継続しており、市場の二極化が進んでおります。

また2022年10月以降の米国による半導体の対中輸出管理規制の強化に伴い、中国との取引に関わる半導体のサプライチェーンの寸断リスクを回避すべく、日本を含めた各国は半導体工場を自国に誘致する動きを見せている状況にあります。

このような状況の中、当社の当事業年度の売上高は395億1千5百万円（前年同期比137%増、106億7千5百万円増）、営業利益は143億3千8百万円（前年同期比185%増、66億2千1百万円増）、経常利益は144億4千5百万円（前年同期比178%増、63億5千8百万円増）、当期純利益は104億6千9百万円（前年同期比174%増、44億7千5百万円増）の増収増益となりました。

製品別の状況は以下の通りであります。

[製品別の状況]

積層ESCは、第1四半期よりメモリー、ロジックメーカーの設備投資が堅調に推移し、装置需要の増加により売上は好調に推移しましたが、第4四半期には、半導体メモリー向け需要が急激に減少しましたが、通期では予算を大きく上回る結果となりました。これにより、売上高は250億7千7百万円と前年同期比143%増となり、営業利益は112億9千7百万円と前年同期比203%増となりました。

構造セラミックスは、半導体製造装置メーカー及び産業機械向け、ピンチャックなどの需要増加に内製、外製共に生産能力増強が遅れたこと、第4四半期には半導体メモリー向け需要が急激に減少したことで、顧客要求による製品の入替でロスが生じ、通期では予算を下回る結果となりました。これによ

り、売上高は109億2千2百万円と前年同期比121%増となり、営業利益は17億6百万円と前年同期比103%増となりました。

機能製品は、ESC/ヒーターは需要増加に対する生産能力不足とシャフト付きヒーターの歩留まり改善の遅れなどにより売上は予算未達となりましたが、溶射製品及び再生ビジネスの需要好調により、通期では予算を上回る結果となりました。これにより、売上高は35億1千5百万円と前年同期比153%増となり、営業利益は13億3千5百万円と前年同期比276%増となりました。

2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は21億1千万円であり、主なものは、次の通りであります。

マシニングセンタ11台（5億1千4百万円）、ホットプレス炉（1億2千7百万円）、ビーズミル（8千3百万円）、洗浄クリーンルーム拡張（5千4百万円）

4) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	平成31年度 令和元年度 2019年度 (第33期)	令和2年度 2020年度 (第34期)	令和3年度 2021年度 (第35期)	令和4年度 2022年度 (第36期) 当事業年度
売 上 高	(千円)	9,094,661	11,119,561	28,839,512	39,515,398
営 業 利 益	(千円)	1,117,105	1,947,830	7,716,829	14,338,686
経 常 利 益	(千円)	1,110,401	1,988,204	8,087,025	14,445,799
当 期 純 利 益	(千円)	819,995	1,445,798	5,994,411	10,469,900
1株当たり当期純利益	(円)	3,066.29	5,406.42	22,415.55	39,151.23
総 資 産	(千円)	16,740,342	18,433,533	34,453,580	49,712,915
純 資 産	(千円)	14,129,566	15,465,449	26,420,086	36,884,341

5) 対処すべき課題

当社は“セラミックスで創造と挑戦を楽しむ”のスローガンの下、“創造と挑戦で新たな価値を生み出し、社会とお客様にとって無くてはならない存在となる”をミッションに掲げ、セラミックスを軸とした最新のセラミックス材料、加工技術、コーティング技術をベースに最適なソリューションを提供し、半導体、電子機器、産業機械をはじめとする様々な最先端分野においてセラミックスの無害性、化学的安定性、耐熱性等の特性を進化させ、新たな価値を追求しております。

当社は第8次中期経営計画及び2030長期経営計画を確実に遂行するため、仙台、小牧双方の持つ独自技術を融合させ、生産革新による原価低減やリードタイム短縮などの抜本的改革を継続し、生産能力増強により既存事業のシェア拡大を進めます。更に、次に繋がる新製品の開発はタイムリーな試作品対応で顧客開発部門へのプロモーションを強化し、新規需要獲得を確実なものにしていきます。

また、人材育成では教育体系整備と運用、新人事制度の運用及び定着を行います。

環境に対してはエコビジョン2030の目標達成に向け活動をしてまいります。

今後も人的交流を促進し企業文化の醸成をすすめ、日本特殊陶業グループの中でポートフォリオ転換の一翼を担える存在感のある企業となるべく、新製品開発、新規事業創出、生産体制の再構築、生産地戦略や新工場建設に向け全力で取り組み、半導体製造装置部品分野でトッププレーヤーとなることを目指し、10年後、20年後も世界中のお客さまに価値のある商品をお届けできる企業として、企業価値の向上を目指してまいります。

6) 主要な事業内容

当社は構造用セラミックスの製造及び販売を主要事業とし、併せてこれらを応用した各種製品の開発、製造、販売、エンジニアリングセラミックス洗浄再生事業、電子機器及び通信機器用部品の開発、製造、販売を営んでおります。

7) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	宮城県仙台市
仙台西工場	宮城県仙台市
小牧工場	愛知県小牧市
東京営業所	東京都千代田区

8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
656名	69名増	41.5歳	17.8年

(注) 1 上記従業員には、使用人兼務取締役、臨時従業員は含まれておりません。

2 上記従業員数には、親・子会社等への出向者は含まれておりません。

9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

名称	当社株式の持株数	当社への出資比率	関係内容
日本特殊陶業株式会社	株 267,422	% 100.00	CMS 製品の販売 知的財産管理 兼務役員及び出向者の受入、従業員の出向

②親会社等との間の取引に関する事項

親会社との取引においては、その取引の必要性及び取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な見積計算に基づき、公正かつ適正に行っています。当社取締役会においては、当該取引に関して多面的な議論のうえで、実施の可否を決定しています。

③重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
誼特科技股份有限公司	千新台幣ドル 45,000	% 51.00	静電チャック/ヒーターの再生及びセラミックス溶射製品の製造・再生

10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

11) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

1) 発行可能株式総数

300,000株

2) 発行済株式の総数

267,422株

3) 株主数

1名

4) 株主及びその持株数

株主名	持株数	持株比率
日本特殊陶業株式会社	267,422株	100.00%

5) 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	新海 修	全社統括、輸出管理担当 経営企画部、経営管理部、品質保証部担当 日本特殊陶業株式会社 上席執行役員 アドバンスセラミックカンパニープレジデント 伊勢工場長
取締役	植村 素行	執行役員 製造本部長 製造本部担当 誼特科技股份有限公司 董事長
取締役	佐々木 俊一	執行役員 営業部、技術開発本部担当
監査役	富田 裕樹	日本特殊陶業株式会社 財務戦略室長

(注) 1 取締役 田島常二郎氏は、当事業年度中の2022年12月31日に辞任いたしました。

2 取締役 田島常二郎氏の辞任に伴い、2023年1月1日付にて役員の担当を一部変更しております。

3 2023年6月1日現在の取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の状況は、次の通りとなります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	新海 修	全社統括、 経営企画部、総務部、経理部、調達部、輸出管理室、 品質保証部担当 日本特殊陶業株式会社 上席執行役員 アドバンスセラミックカンパニー管掌
取締役	植村 素行	執行役員 製造本部担当 誼特科技股份有限公司 董事長
取締役	佐々木 俊一	執行役員 営業部、技術開発本部担当
監査役	富田 裕樹	日本特殊陶業株式会社 グローバル戦略本部財務戦略室長

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 31,990千円 (うち社外取締役 —)

監査役 1名 1円 (うち社外監査役 —)

(注) 1 取締役及び監査役の報酬限度額は、2003年6月20日開催の第16回定時株主総会において、取締役 年額200百万円、監査役 年額40百万円と決議いただいております。

2 業績連動報酬等はありません。

3 非金銭報酬等はありません。

3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

4-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業理念に掲げる存在意義「セラミックスを軸に高い技術とサービスを創造し、社会に新たな価値を提供します。」を実現するため、以下のとおり当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、「企業理念」、「行動基準」及び「リスク管理・コンプライアンス基本方針」に基づき、自らが模範を示すことで、コーポレート・ガバナンスを確立いたします。

②取締役は、法令・定款に定める事項の決定及び監督を行うために、取締役会を定例の他必要に応じて随時開催すると共に、経営会議及び各種委員会など組織を横断した会議体を設け対応します。更に、企業も社会の一員であるという基本を忘れず、企業理念に基づき当社並びにその親会社及び子会社からなるグループの経済・環境・社会活動をグローバルな視点で再点検し社会への説明責任を果たすことを「行動基準」に掲げ、社長を最高責任者とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置して重要事項を審議・決定しています。

③執行役員制度により、業務執行権限と責任を明確にすることにより、取締役会の業務執行監督機能を強化しています。

(注) 2023年4月1日に企業理念及び行動規範(旧行動基準)を改定し、新たにCSR・サステナビリティ憲章を掲げ、12のCSR基本方針(リスクマネジメント方針・コンプライアンス方針を含む)を制定しました。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役は、その職務の執行に係る情報については、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録を社内諸規程に従い適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものといたします。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役は、業務執行上のリスクを管理するため、主幹部署を通じて社内の諸規程を制定し、研修・訓練を実施することで損失発生の未然防止に努めると共に、各種委員会を設置して指導・監視を実施しています。また損失の危険性が現実化した場合には、直ちに全社横断的な対応をとり事態の収拾を図ると共に、解決した危機の再発防止を図ります。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役は、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に 当たらせま

す。また執行役員及び使用人の職務執行に関する役割分担を、執行役員規程及び業務分掌規程で定め、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。

- ②取締役会を定例的に開催するほか、随時開催します。このほか取締役が参画する経営会議（毎月定例開催）及び各種委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化への対応に努めます。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、当社グループの全使用人の法令・国際ルール・社会規範及び社内諸規程等（以下、法令等という）の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、推進体制を整備し、手引書の配布、社内研修等を通じて「企業理念」、「行動基準」及び「リスク管理・コンプライアンス基本方針」の浸透を図ります。

- ②取締役は、「行動基準」及び「リスク管理・コンプライアンス基本方針」にそって実行していくにあたり、正しく推進されるよう、社長を最高責任者とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンス違反の未然防止活動や違反行為があった場合の対応等について指導、監視してまいります。なお法令等違反行為が発見された場合には、是正・再発防止策を講ずると共に社内諸規程により懲戒を行います。

- ③取締役は、社内及び社外を受付窓口とする内部通報制度としての企業倫理相談窓口、苦情窓口を設置し、法令等に違反する行為またはそのおそれがある事項、ならびに従業者自身に及ぶ危険・脅威や心配事等の情報を受付けて、これらを早期に発見、あるいは不祥事を未然に防ぎ、企業活動の透明性を確保いたします。また、相談窓口、苦情窓口の利用者に対して、通報・相談したことを理由に不利益な取扱いはいたしません。

（注）2023年4月1日に企業理念及び行動規範（旧行動基準）を改定し、新たにCSR・サステナビリティ憲章を掲げ、12のCSR基本方針（リスクマネジメント方針・コンプライアンス方針を含む）を制定しました。

6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役は、当社及び親会社の方針ならびに諸法令に基づき当社グループ会社全般の適切で円滑な運営が実施されるよう、当社グループ会社に関する管理方針と管理組織について社内規程で定め指導、管理すると共に、関連制度の一体的な整備・運用に努めます。また、同規程において当社グループ会社の重要な事項については、担当役員が取締役会などに報告することとしています。

- ②取締役は、当社グループ又は当社の親会社グループのメンバーで構成する各種会議体・委員会に参加するなど、情報交換・人事交流を推進することで、親会社及び子会社との効率的な連携体制の確立を図ります。また、子会社への監査役の派遣ならびに当社の内部監査部門による内部監査の実施等により、必要に応じて問題点の改善を図ります。なお企業倫理相談窓口、苦情窓口については子会社の役員及び使用人も利用するものとします。

- ③親会社が、企業集団の業務の適正を確保する方策を実施する場合、当社も必要な範囲で協力してまいります。また、実績報告等を通じて、親会社の当社管理所管部署と適宜意見交換を行います。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ①取締役は、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべき専任の使用人を置きます。

- ②取締役は、前号に定める使用人に対する指揮命令に関して取締役、執行役員及び使用人からの独立性を確保し、その異動、評価等を行う場合には事前に監査役の同意を得ます。

8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して重要な決裁書類を閲覧に供すると共に、業務及び財産の状況ならびに監査役の要求事項に対し適切に報告いたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も、同様に監査役の要求事項に対し適切に報告するものといたします。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示・決議を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明いたします。

- ②監査役に対して報告したことを理由に、その者に不利益な取扱いはいたしません。

9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役が取締役、内部監査部門と情報交換を図る機会を確保いたします。

- ②監査役がその職務を執行するために必要な費用は、監査役からの請求に応じて会社が負担いたします。

4-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に従った運用状況の概要は下記のとおりであります。

1) 職務執行体制について

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社では、「取締役会規程」において取締役会で決議すべき事項を明確にするとともに、各取締役からの業務執行報告を受けて業務執行状況の監督を行っております。

また、執行役員制度により、業務執行権限と責任を明確にすることにより、取締役会の業務執行監督機能を強化しております。

このほか、リスク管理・コンプライアンス方針を推進するために重点課題を決定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で推進活動の把握、評価、提言を行っております。

さらに、法令等の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてコンプライアンス活動の進捗報告及び内部通報等の情報の受付、処理の状況について報告がなされ、指導・監視を行うとともに、「企業理念」、「行動基準」及び「リスク管理・コンプライアンス基本方針」の浸透を図るため、方針の社内各所に掲示、手引書としてコンプライアンスガイドブックを配布するとともに、新入社員研修、階層別研修及び関係者へのテーマ別研修を行っております。

また、企業倫理ヘルプライン制度として、通報制度の運用ルールに関するポスターを社内各所に掲示することで周知し、そのルールに沿った運用がなされております。

(注) 2023年4月1日に企業理念及び行動規範(旧行動基準)を改定し、新たにCSR・サステナビリティ憲章を掲げ、12のCSR基本方針(リスクマネジメント方針・コンプライアンス方針を含む)を制定しました。

②職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社では、取締役会により選任された執行役員が業務執行権限と責任を与えられることで、効率的に業務が執行されています。

また、取締役会を3か月に1回定期的に開催するほか、審議が必要な場合には随時開催し、対処すべき経営課題や会社を取り巻くリスクに対して議論や事前把握を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えるとともに、取締役と執行役員等で構成する経営会議を月1回開催し、業務執行に係る状況報告及び部門横断的な情報共有や意見交換を行い、全社視点での効率的な業務執行に努めております。

③ 職務執行に係る情報の保存及び管理体制

当社では、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録については、社内諸規程に従い担当部門において保存・管理を行っております。

2) リスク管理体制について

当社では、法令改正、社内組織改編に合わせて諸規程の見直しを行い、社内諸規程の維持管理に努めるとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会の指導・監視の下で危機管理に対してPDCAサイクル(計画・実践・評価・是正のサイクル)に従って取組を推進することで重大な不備は認められていません。

3) 企業集団の業務の適正を確保するための体制について

当社では、「関係会社管理規程」において子会社等関係会社に関する管理体制について定めており、管理部門及び関係会社と関連する事業部門の責務が明確にされ、規定された承認事項、指導事項及び報告事項の方針に沿って子会社等関係会社を指導、管理し、重要な事項については経営会議に報告、取締役会での報告または決議をしています。

また、親会社が企業集団の業務の適正を確保のために、当社関係部門は親会社の関係部門と適宜意見交換を通じて、当社は実績報告及び必要な情報提供を行っております。

4) 監査役監査の実効性の確保について

取締役等は、監査役に対して、取締役会を通じて監査役への報告・情報提供を行うとともに、監査役からの求めに応じて適宜報告を行っているほか、取締役(社外取締役を含む)との間で定期的に意見及び情報交換を行う機会を設けております。

さらに、本社管理部門の責任者は、監査役と定期的な懇談及び監査役からの求めに応じて、業務の執行状況を報告しております。

(注) 本事業報告内の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

第36期

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

会社法に基づく計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社NTKセラテック

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,292,593	流動負債	10,994,633
現金及び預金	2,132,796	電子記録債務	870,954
受取手形	117,957	買掛金	1,669,123
電子記録債権	1,075,025	未払金	3,276,641
売掛金	4,686,556	未払費用	315,443
商品及び製品	1,659,409	未払法人税等	3,098,551
仕掛品	6,172,536	賞与引当金	889,978
原材料及び貯蔵品	707,659	営業外電子記録債務	831,727
前払費用	25,224	その他	42,211
未収入金	1,342,414	固定負債	1,833,941
短期貸付金	19,543,459	退職給付引当金	1,833,941
その他	829,552	負 債 合 計	12,828,574
固定資産	11,420,322	純 資 産 の 部	
有形固定資産	9,387,492	株主資本	36,776,827
建物	1,832,119	資本金	450,000
構築物	83,952	資本剰余金	7,926,670
機械及び装置	5,725,037	その他資本剰余金	7,926,670
車両運搬具	15,844	利益剰余金	28,400,156
工具、器具及び備品	549,288	利益準備金	78,000
土地	1,045,050	その他利益剰余金	28,322,156
建設仮勘定	136,199	繰越利益剰余金	28,322,156
無形固定資産	215,709	評価・換算差額等	107,514
ソフトウェア	204,027	その他有価証券評価差額金	107,514
ソフトウェア仮勘定	9,455		
その他	2,227		
投資その他の資産	1,817,120		
投資有価証券	244,070		
関係会社株式	81,989		
繰延税金資産	1,479,787		
その他	11,273	純 資 産 合 計	36,884,341
資 産 合 計	49,712,915	負 債 純 資 産 合 計	49,712,915

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		39,515,398
売上原価		21,766,236
売上総利益		17,749,161
販売費及び一般管理費		3,410,475
営業利益		14,338,686
営業外収益		
受取利息	1,120	
受取配当金	6,506	
為替差益	47,170	
受取賃料	2,161	
雑収入	25,727	
その他	41,694	124,379
営業外費用		
災害損失	17,259	
その他	7	17,267
経常利益		14,445,799
特別利益		
固定資産売却益	439	439
特別損失		
固定資産売却損	2,609	
固定資産除却損	4,471	7,080
税引前当期純利益		14,439,157
法人税、住民税及び事業税	4,148,930	
法人税等調整額	△179,674	3,969,256
当期純利益		10,469,900

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	450,000	7,926,670	7,926,670	78,000	17,852,255	17,930,255	26,306,926
当期変動額							
当期純利益					10,469,900	10,469,900	10,469,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	10,469,900	10,469,900	10,469,900
当期末残高	450,000	7,926,670	7,926,670	78,000	28,322,156	28,400,156	36,776,827

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,159	113,159	26,420,086
当期変動額			
当期純利益			10,469,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,645	△ 5,645	△ 5,645
当期変動額合計	△ 5,645	△ 5,645	10,464,255
当期末残高	107,514	107,514	36,884,341

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 事業年度末日の市場価格に基づく時価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …… 主に個別法

製 品 …… 主に総平均法

仕 掛 品 …… 主に個別法

原材料及び貯蔵品 …… 主に移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10年～38年

機械及び装置 4年～12年

(2) 無形固定資産 …… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 …… 貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 …… 財務内容評価法

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生している額を計上しております。

退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式 (株)	267,422	—	—	267,422

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
資本金等の金額	△ 1,935,250	
退職給付引当金	560,819	
賞与引当金	275,222	
その他	691,090	
繰延税金資産 小計	△ 408,118	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,935,250	
評価性引当額 小計	△ 1,935,250	
繰延税金資産 合計	1,527,132	
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△ 47,345	
繰延税金負債 合計	△ 47,345	
繰延税金資産の純額	1,479,787	

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	日本特殊陶業(株)	被所有直接100.0	資金の貸付 製品の販売 購買の代行 業務の委託 等	資金の貸付	7,990,971	短期貸付金	19,543,459
				利息の受取	204	—	—
				購買の代行等	7,835,198	買掛金	960,944
				業務の委託	1,840,579	未払金	762,260
				外貨の売却	17,192,270	未収入金	1,313,272

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、日本特殊陶業(株)が導入しているCMSに参加しているもので、利率は市場金利を勘案して、合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。また、取引金額は純額で表示しております。

上記取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	誼特科技股份有限公司	所有直接51.0	資金の貸付 製品の販売 役員の派遣 等	資金の貸付	△81,600	短期貸付金	—
				利息の受取	809	—	—
				製品の販売	552,046	売掛金	124,536

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付について、利率は市場金利を勘案して、合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。また、取引金額は純額で表示しております。

製品の販売については、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。

第 3 6 期

(自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31日)

計算書類に係る附属明細書

有形固定資産及び無形固定資産の明細

引当金の明細

販売費及び一般管理費の明細

株式会社NTKセラテック

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	4,331,651	34,575	9,672	4,356,554	2,524,434	158,386	1,832,119
	構築物	259,025	14,877	3,582	270,321	186,369	9,773	83,952
	機械及び装置	15,405,257	1,907,509	106,656	17,206,110	11,481,072	1,269,153	5,725,037
	車両運搬具	44,016	11,557	-	55,573	39,729	6,260	15,844
	工具、器具及び備品	1,313,227	99,107	13,263	1,399,072	849,784	104,945	549,288
	土地	1,045,050	-	-	1,045,050	-	-	1,045,050
	建設仮勘定	22,229	2,181,598	2,067,628	136,199	-	-	136,199
	計	22,420,458	4,249,226	2,200,802	24,468,882	15,081,389	1,548,519	9,387,492
無 固 定 資 産	ソフトウェア	506,338	49,073	18,184	537,226	333,199	86,461	204,027
	ソフトウェア仮勘定	14,991	43,536	49,073	9,455	-	-	9,455
	その他	5,257	-	-	5,257	3,030	-	2,227
	計	526,588	92,610	67,258	551,940	336,230	86,461	215,709

(注1) 当期増加額の主なものは、次の通りであります。

機械及び装置	マシニングセンタ	11台	514,300千円
	その他加工機	13台	250,220千円
	測定機	8台	160,803千円
	炉	2台	152,984千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	706,042	889,978	706,042	889,978
退職給付引当金	1,878,453	105,915	150,428	1,833,941
災害損失引当金	49,442	0	49,442	0

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
販売手数料	471,280	
製品運送料	37,704	
役員報酬	31,990	
給与手当	402,293	
賞与	130,871	
法定福利費	126,222	
福利厚生費	68,404	
賞与引当金繰入額	157,359	
退職給付費用	40,065	
旅費及び通信費	48,221	
交際費	8,190	
事務用品費	9,917	
修繕費	3,182	
経費外注費	849,612	
電力料	34,542	
水道料	4,114	
不動産賃借料	20,289	
租税公課	10,741	
外形標準課税	337,731	
転任旅費	14,990	
研究開発費	467,025	
減価償却費	27,754	
雑費	107,970	
計	3,410,475	

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月24日

株式会社NTKセラテック

監査役

富田 裕樹

